

## 戦争・死刑と国家。そして国家と人民（150号）

(Eメールニュース「みやぎの九条」2020年9月1日号)

小田中 聡樹 (東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人)

(今号は2017年9月に生じた諸問題の三回目です。今回で2017年9月を終え次回から2017年10月に入ります。))

### (5) 柏崎刈羽原発問題

①②2017年9月20日、原子力規制委は、柏崎刈羽原発6・7号機(新潟県)の審査について10月4日にも審査書(事実上の合格証に当たる)を了承する方向で調整に入り、9月27日の定例会合で審査書案の検討を始めることとなった(9月21日河北新報)。

①原子力規制委は9月20日の会合に出席した小早川東電社長が「安全文化の確立」について保安規定に明記すると確約したため、原発事業者としての適格性を容認した。

②原子力規制委は、柏崎刈羽原発6・7号機につき、規制基準に適合するとの報告書案を公表した。

③このことにつき田中俊一規制委員長は記者会見で、④難しい審査だった。⑤東電に対して言うべきことは言った。あとは約束を守ってもらうだけ。⑥事故を起こした福島第一原発の廃炉につき“国民的課題だが、最終的な姿ははまだ見通せない。⑦福島第一原発の現状は安定的となっており福島の住民が心配する状況にない、と述べた。

なお、田中氏は、2012年9月に福島第一原発事故を機に発足した原子力規制委の初代委員長につき、2017年9月22日に退任した(後任は更田副委員長)。

④問題は、柏崎刈羽原発が本当に安全か

ということである。この問題は3つに分かれる。1つは規制基準が本当に適正なものか、2つは柏崎刈羽原発の立地条件からみて審査書の結論が公正であるか、3つは東電に安全約束を守ってもらうだけという田中発言が、原発認可の権限を担う科学者の発言として国民に対する責任あるものといえるか。

以上の問題につき、2017年9月28日赤旗の指摘を参考として考えてみたい。

⑤⑥原子力規制委の規制基準は、福島事故後も自信や津波の最低限度の基準を見直ただけであり、「適合」＝「安全」と認めることはできないこと。このことは規制委自らが表明していること。

⑦柏崎刈羽原発は、中越地震や中越沖地震を引き起こした地震の常襲地帯にあり、2007年の中越沖地震では大きな揺れで被害をこうむったこと。

⑧田中氏は、事故を起こした福島第一原発の現状を安定的になっているとする一方で、40年程度かかるとあさされている廃炉作業につき「デブリ(溶融燃料)の取り出しも難しい。5年でいど先の事業とみながら廃炉に向かう計画を提案している」とかたっていること(9月21日河北新報)。

⑨田中氏の以上の話は何を意味するか。

福島事故収束についての提案を東電事業への配慮を絡ませているが、この配慮には科

学者の眼ではなく科学者の良心も感じられないというのが率直な感想である。

## (6) 福島原発避難訴訟

①2017年9月22日、千葉地裁は、福島第一原発事故で福島県から千葉県に避難した住民45人が国と東電とに計約28億円の損害賠償を求めた民事訴訟の判決を下した(9月23日赤旗・朝日新聞・河北新報)。

②千葉地裁の判決要旨は、「責任」の点を抽出すれば次の通りである(9月23日赤旗)。

④国に対する請求。(i)経産相は、東電に対し津波浸水の回復措置を講ずるよう命ずべき規制権限を有する。(ii)経産相は津波発生を予見できた。(iii)結果回避措置の内容・程度・時期については、規制行政庁(経産省)の専門的判断に委ねられる。(iv)福島第一原発事故(2011年3月11日)以前の知見の下では、事故後の作為義務が一義的に導かれるとはいえない。(v)仮に回避措置を採ったとしても、事故を回避できなかった可能性もある。(vi)以上の通り規制権限の不行使は、著しく合理性を書くとは認められず、国家賠償法上違法とは認められない。

⑥東電に対する請求 (i)本件事故の発生について、故意または慰謝料を増額することが相当といえるような重大な過失があったとはいえない。(ii)なお、原告42人(45人中の)に総額3億7600万円余の賠償を命じる。

③以下では、国と東電の事故責任についてみることにする。

その手始めに同じ福島事故に関する前橋

地裁判決(2017年3月17日)の判決要旨をみる(法と民主主義2017年5月号)。

㊤事故原因 事故は、津波により非常用配電盤が水をかぶり機能喪失により発生した。

㊦津波対策義務に係る予見可能性 地震調査研究推進本部(国の機関)が策定した長期評価は、日本海溝でマグニチュード8クラスの地震が30年以内に20%程度、50年以内に30%の確立で発生すると推定していた。この長期評価は合理的なものだった。東電は、長期評価の公表から数ヶ月後には、これを基に想定津波の計算をすることが可能だった。その計算結果は原発の敷地地盤面を優に超えるものになったと認められる。

東電は、安全設備が浸水される規模の津波が到来することを、2008年5月には実際に予見していた。

㊧結果回避義務 結果回避措置をとれば事故は発生しなかったし、措置を講じることは期間及び費用の点からも容易だった。

㊨相当因果関係 原告の権利侵害と事故との相当因果関係については、個別に検討するのが適切だ。

㊩ 国の規制権限不行使の違法

国は、侵害される法律的利益が極めて重要で、被害者が極めて広範に及び得る性質のある原子力産業について、規制権限を適時かつ適切に行使して、原子力災害を未然に防止することが強く期待されていた。

その中で原発の各施設の被水に関する脆

弱性を認識し、遅くとも2002年7月31日から数ヵ月後の時点で、原発の敷地地盤面を優に超え、非常用配電盤を浸水させる規模の津波の到来を予見可能な状況となった。また遅くとも、耐震バックチェック（安全性評価）の指示に基づき、東電から津波に関する記載のない中間報告書の提出を受けた2007年8月時点で、東電の自発的対応や、国による口頭指示によって適切な津波対策が達成されることは期待困難な状況に至っていることの認識もあった。

国は遅くとも同月ごろには、規制権限を行使して東電に結果回避の措置を講じさせるべきだった。そうすれば事故を防ぐことも可能だったから、権限行使をしなかったことは、原子炉規制法や電気事業法の趣旨、目的やその権限の性質に照らし、著しく合理性を欠き、国家賠償法の適用上違法だ。

結果回避に必要な措置は、いずれも詳細設計で、国にはこれらの措置を講じるよう命令する規制権限があった。

これらが基本設計で規制権限がないとする国の主張は、裏付け証拠に欠け、事故発生前に津波に関する対策を詳細設計としても扱っていた国の実際の取り扱いにも反する。さらに急速に進歩し得る原子炉施設の安全性に関わる専門的、技術的知見や、原子炉施設に対して生じる危険に関する知見を適切かつ迅速に反映することができず、また不断に変化する社会情勢にも対応が困難になる点において、不合理な主張で採用できない。

④前橋判決の要旨は、①東電は津波到来を予見していた。②東電には結果回避措置をとることは容易だった。③国には原子力産業の性質（被侵害の法律的利益の重要性

と被侵害者の広範性）から未然防止のため規制権限を行使すれば事故を防ぐことは可能であり、権限の不行使は著しく合理性を欠き、国賠法上の違法に当たる。④権限がないとする国の主張は裏付け証拠に欠け不合理なもので採用できない、と要約できよう。

⑤以上の2判決を比較するとき、東電及び国の責任問題の判断結果に著しく相違があるのは一体何故か。

思うに、その相違は、第1に前橋判決が前示(3)③（これは国の責任についての判示ではあるが東電の責任についても当てはまるであろう）にあるように思う。つまり、前橋判決は、原発事故のもたらす被害が重大で広範囲に亘るとの認識に立っていることである。

第2に、前橋判決は、この認識に基づいて国には規制権限を発揮することが強く期待されると述べ、さらにその上で国の規制権限を発揮し、東電に結果回避義務を講じさせるべきだった、そうすれば津波は回避できた、としたことである。

⑤これに対し、千葉地裁は、①第1に、津波発生は予見できたとしながら、結果回避義務を免責した。

その理由は、上記義務の内容・時期が規制行政庁の専門的判断に委ねられ、仮に結果回避措置をとったとしても事故を回避でいかなかった可能性もあるので、行政規制庁の規制権限の不行使は合理性を欠くとはいえず、国家賠償法上の違法ではないと判断したのである。この判断のポイントは、“仮に結果回避措置を採ったとしても事故を回避できなかった可能性もある”と判断した点である。

⑥疑問なのは、一方で津波発生を行政規

制庁（経産省）が予見できたとしながら、他方で“事故を回避できなかった可能性もある”と判断した点である。

この判断は、津波による原発破壊の威力と、その結果として発生する被害の人間知の及ばない甚大さを無視したものである。原発事故のもたらす甚大さを考慮するならば、事故の回避のために行政規制庁は、その持てる権限をフルに発揮し、結果回避義務を尽くすべきであると考え（なお、鈴木克昌「前橋地裁判決の意義とこれから」法と民主主義2017年5月号を参照のこと）。

⑥9月22日、千葉地裁判決後に千葉市内で報告集会が開かれた。同集会で原発被害者救済千葉県弁護団の滝沢事務局長が「大変残念な不当完結で控訴する流れになるのは間違いない」と述べた。

また同全国弁護団連絡会の米倉弁護士は、“判決には絶句した。このような判決しか書けない裁判所は何なのか。必ず覆す”、と述べた。

さらに10月10日に判決の出る「生業

を返せ、地域を返せ！」福島原発事故訴訟の中島原告弁護団長は、“国に対する付度にも限度がある”と述べ、同弁護団の馬奈木弁護士も“たたかいはこれから。国の責任を否定したままで終わらせない”と述べた（9月24日赤旗）。

⑦9月24日、赤旗解説は次の2点を指摘している。

(i) 原発事故のもたらす深刻で甚大な被害を考えるなら、予見できた電力会社はただちに万全の対策をとり、国は電力会社に対策を求めるのが筋だ。

(ii) 今回の判決は、危険を予知しても対策をとる責任はなく、事故の重大な過失は国にも東電にもないというものだ。原告や弁護団らが「不当判決」と批判しているのは当然だ。

2度と事故を繰り返さないためには、事故の責任を国と東電とがしっかりととる必要がある。原発事故がもたらす被害や危険をどう捉えるかが問われている。

(iii) 正当な指摘であると考え。

## (7) 沖縄問題

①②017年9月21日、在沖米軍は、沖縄・嘉手納基地で同年の3回目のパラシュート降下訓練を行った（9月22日赤旗）。

③同日、富川沖縄県副知事は、川田外務省沖縄担当大使と中嶋沖縄防衛局長とに対し抗議し、“県民の米軍への不信感は、これ迄になく高まっている”とする抗議文（翁長知事名）を提出した。

②③2017年9月24日、自衛隊東富士演習場（御殿場市）で在日沖縄米海兵隊の実弾砲撃訓練（104号線越え）が始まった（訓練期間は9日間）（9月25日赤旗）。

④この訓練を監視する行動「米軍は東富士に来るな！出ていけ！静岡県民の会」（県平和委などで構成する）が連日行われた。

## (8) 解散・総選挙

①2017年9月25日、安倍首相は記者会見に於いて、9月28日（国会の冒頭）

に衆議院の解散総選挙を行うことを正式に表明した。彼は「国難突破解散だ」と称し、

要旨次のように述べた（9月25日赤旗）。

「国の保障制度を全世代へと大きく転換する。その安定財源として、再来年10月予定の消費税0%への引き上げによる財源を活用しなければならない。これまで約束していた消費税の使い道を見直すことを本日決断した。国民との約束を変更し、国民生活に関わる重い決断を行う以上、速やかに国民の信を問わねばならない。28日に衆議院を解散する。

民主主義の原点である選挙が、北朝鮮の脅かしによって左右されることがあってはならない。むしろ私はこういう時にこそ、選挙を行うことによって北朝鮮問題への対応について、国民に問いたいと思う。

先般、国連安保理が厳格な制裁措置を全会一致で決定した。まずこれを完全に履行する。北朝鮮がその政策を変更しないのであれば国際社会とともに一層圧力を強化していく。対話のための対話には意味はない。今後ともあらゆる手段による圧力を最大限まで高めていくほかに道はない。私はこの選挙で、国民から信任を得て力強い外交を進めていく。

先の国会では、森友学園への国有地売却の件、加計学園への獣医学部の新設などが議論となり、国民から大きな不信を招いた。私自身、閉会中審査に出席するなど、丁寧に説明する努力を重ねてきた。今後ともその考えに変わりはない。この選挙戦でも野党の批判はここに集中するかもしれない。こうした中での選挙は、厳しい、本当に厳しい選挙となる。そのことはもとより覚悟している。

この解散は「国難突破解散」だ。急速に進む少子高齢化を克服し、わが国の未来を開

く、北朝鮮の脅威に対して、国民の命と平和は暮らしを守り抜く。この国難とも呼ぶべき問題を私は全身全霊を傾け、国民とともに突破していく決意だ。」

②④右の会見で安倍首相の語らなかったことは、改憲の企み、日米同盟の軍事的強化、沖縄問題、原発問題、働き方改革などの「悪政」の数々であり、悪政の擁護である。

⑤その意味では、今回の解散は、安倍内閣による「悪政隠し解散」「悪政実施解散」というべきであり、党利党略の暴挙である。

③ここで安倍内閣（発足は2012年12月）の数々の「悪政」のうち主要なものを列挙しておく（9月29日赤旗参照）。

④2013年12月6日「秘密保護法」の強行。2014年4月1日武器輸出促進の「防衛装備品移転3原則」を閣議決定。2014年7月1日「集団的自衛権容認」の閣議決定。2015年9月19日「戦争法」強行。2016年11月15日南スーダンPKO「駆け付け警護」付与の閣議決定。2017年5月1日「米艦防護」の実施。2017年5月3日憲法9条改悪の表明。2017年6月15日「共謀罪」の強行。

⑤2014年4月1日「(原発再稼働を明記した)新エネルギー基本計画」を閣議決定。名護市辺野古の新基地建設に向けての臨時制限区域を閣議決定。2016年12月9日「TPP承認・関連法」の閣議決定。2016年「カジノ」推進解禁法の強行。

⑥2014年4月1日「消費税率8%に引き上げ」。2014年6月18日負担増・給付減の「医療・介護綜合法」の強行。2015年9月11日「労働者派遣法」の強行（生涯派遣に道を開く）。2016年12月14日「年金カット法」の強行。

④②こうして列挙して気付くのは、一口に言えば、いかに安倍内閣が戦後民主主義を否定する、反憲法的、反人民的な、軍事重視の異様な内閣であるかということである。

⑥ここで、安倍内閣を反人民的と述べたことにつき一言補足するならば、人民を市場原理＝競争原理に投入し、政策的に貧困・格差・敗者を層として作出し分裂させる、いわゆる新自由主義（ネオ・リベラリズム）の内閣であることである。

⑤2017年9月28日、安倍内閣は、衆議院を解散し、10月20日公示、同月22日投票をおこなうとした。

⑥②同日、総がかり行動実行委の呼びかけに応え、1300人の参加者による行動が衆院第2議員会館前で行われた（9月29日赤旗）。

⑥小田川総がかり実行委共同代表は、“ここ迄国会を軽視し、民主主義を破壊した首相がいたか…総選挙で安倍政権退陣の結果を実現しよう”とよびかけた。そして市民の声に耳を傾け、戦争法廃止、立憲主義、個人の尊厳を守る勢力、候補者を国会に送り出そう“と訴えた。

⑦①この解散は違憲である。その理由は

次の通りである。

②②まず解散権は、憲法上誰に与えられているか。憲法7条3項は、「天皇は、内閣の助言と承認により…衆議院を解散すること」と定めている。一方で憲法69条は、内閣は衆議院で内閣不信任決議案を可決し、または信任の決議案を否決したときは10日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職しなければならない、と定めている。

この2つの条文の解釈は、三権分立の趣旨（即ち立法・行政・司法の3権力相互間でチェック（抑制）し合う関係で立たせることにより、強大な権力機関の出現を防ぎ人権を守ることを全うできるという制度原理である）に基づいてなされるべきである。

そうだとすれば解散権の所在は、69条の場合に限られるとしなければならない。

そしてこのように解釈することは、解散理由が政治的にも妥当か適正かを国会で公に審議され、国民＝有権者に最終的判断を仰ぐという意味に於いて民主主義原理に叶った正当なものとする（浦田一郎・一橋大学名誉教授「解散は首相の専決事項か」赤旗2017年10月3日参照）。

（2018年5月22日了）